

[事案 2023-350] 新契約無効請求

・令和7年7月23日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-368]の申立人代表者と同一人である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和3年11月に契約した2件の米ドル建終身保険（契約①②）および令和4年1月に契約した2件の米ドル建終身保険（契約③④）について、以下等の理由により、契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②③④を契約するにあたり、募集人から、「元金が減ることはない」「株や不動産と違い目減りすることはない、5年後には支払った同額で返金できる」「保険は満期まで支払わず、5年程度が一番パフォーマンスが良い。預金のままにしても増えないから早く保険にして増やした方が良い」と説明を受けた。
- (2) 契約①②は、5年間で約5000万円の保険料の支払いが必要となるが、募集人は、証券会社のファンドラップ（約5000万円の残高）を解約して支払えば良いと案内した。
- (3) 契約③④の契約時、募集人の前で、募集人の指示により証券会社のファンドラップを解約させられた。
- (4) 契約時に設計書は渡されておらず、契約後に受領した資料もない。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①②③④に関し、募集人は、設計書の解約返戻金等一覧表を用いて解約返戻金推移を説明しており、申立人が主張するような「元金が減ることはない」「5年後には同額で返金できる」などといった説明はしていない。
- (2) 契約①②の申込時、申立人は、証券会社に自ら連絡し、申立人が保有する金融資産の解約を申し出ており、募集人はこの連絡に関与していない。
- (3) 契約③④は、申立人から、他社の生命保険契約や証券会社のファンドラップ商品について「担当者を一本化したい」との相談を受け、契約に至った。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。